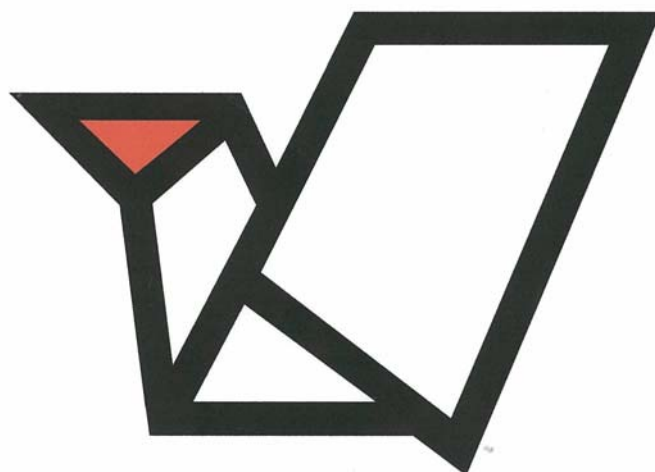


平成24年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会 議会運営委員会



平成24年8月30日

平成24年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
議会運営委員会記録

○議題・場所

平成24年8月30日 午後2時15分 開会

於：ナビオス横浜「オリージャ」

- (1) 臨時委員長の指名について
- (2) 傍聴の許可について
- (3) 委員長の選挙について
- (4) 副委員長の選挙について
- (5) 平成24年第2回定例会の日程について
- (6) その他

休憩後

- (7) 請願・陳情について
- (8) 閉会中継続審査の申し出について

○出席委員（8人）

谷田部	孝一	飯野	眞毅
花輪	孝一	吉野	和美
矢島	真知子	小島	一郎
中村	昌治	山本	善男

議長 林 浩美

副議長 及川 栄吉

○広域連合事務局

事務局長	笹野	康裕
業務課長	常松	俊一
総務課担当課長	加藤	隆生
書記長	渡邊	智幸
書記	近藤	健志
書記	深井	透明
書記	竹内	彩

【臨時委員長の選任】

○事務局長(笹野 康裕君)

ただいまから、議会運営委員会を始めさせていただきます。

本日の議題は、お手元に配布してあります、「議会運営委員会配布資料①」の 1 ページの次第のとおりでございます。

はじめに議題(1)の、臨時委員長の指名についてであります。委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、年長委員が臨時委員長の職務を行うこととなっております。

ただいまの出席委員中、年長の山本善男委員に、臨時委員長をお願いします。

委員長席へ御着席いただき、進行をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

【臨時委員長のあいさつ】

○臨時委員長(山本 善男君)

ただいま、御指名を受けましたので、私が臨時委員長を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。ただいまの出席委員は 7 名で、定足数に達しております。当委員会に付託されました案件を審査するため議会運営委員会を開きます。

【傍聴の許可について】

○臨時委員長(山本 善男君)

まず、議題(2)の傍聴の許可について、お諮りいたします。

一般及び報道関係者について、本日の委員会傍聴を許可することに御異議はございませんか。(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって傍聴を許可することに決定いたしました。

(傍聴人入場)

【委員長の選挙について】

○臨時委員長(山本 善男君)

それでは、議題(3)の「委員長の選挙」を行います。お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、会議規則第 114 条第 5 項の規定により指名推選とし、私から指名することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、私から指名することに決定いたしました。

委員長に中村昌治委員を指名いたしますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました中村昌治委員が委員長に当選されました。それでは委員長から御挨拶をいただきたいと思います。

○委員長(中村 昌治君)

ただいま、臨時委員長から御指名をいただきまして、広域連合議会運営委員会の委員長を務めさせていただきます、中村昌治でございます。

林議長、及川副議長の御指導のもと、円滑な委員会運営に努めてまいりますので、どうぞ皆

様の御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○臨時委員長(山本 善男君)

ありがとうございました。それでは委員長と席を交代いたします。

(山本臨時委員長は自席へ、中村委員長は委員長席へ移動)

【副委員長の選挙について】

○委員長(中村 昌治君)

続いて、議題(4)の「副委員長の選挙」を行います。お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、会議規則第114条第5項の規定により指名推選とし、私から指名することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって私から指名することに決定いたしました。

副委員長に吉野和美委員を指名いたしますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました吉野和美委員が副委員長に当選されました。それでは副委員長から御挨拶をいただきたいと存じます。

○副委員長(吉野 和美君)

ただいま、皆様方の御推挙により、副委員長に御指名いただきました吉野和美でございます。林議長、及川副議長、中村委員長と協力し、公正で中立な議案審議に取り組んでいきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○委員長(中村 昌治君)

ありがとうございました。それでは副委員長席へ、御着席願ひます。

(吉野副委員長、副委員長席へ移動)

委員席については、ただいま御着席の席を指定させていただきます。

【平成24年第2回定例会の日程について】

○委員長(中村 昌治君)

それでは、議題(5)の「平成24年第2回定例会の日程」についてお諮りいたします。

議事日程案について、事務局から説明をお願いいたします。

笹野事務局長。

○事務局長(笹野 康裕君)

本日の議事日程案について、御説明させていただきます。

お手元にごございます配布資料の3ページ、議事日程表(案)を御覧ください。

すでに、【日程第1】から【日程第6】までは、議事が終了しておりますので、説明を省略させていただきます。

【日程第7】は、「議席の指定」でございますが、現在議場にて着席の席を、指定させていただきます。

【日程第8】は、「会議録署名議員の指名」でございますが、議長より、和田卓生議員と望月高德議員を指名させていただきます。

【日程第9】は、「会期の決定」でございますが、会期は本日1日にしたいと考えております。

【日程第10】では「諸般の報告」といたしまして、議長から、「平成23年12月分から平成24年6月分の、例月現金出納検査の結果」と、「平成22年度上下期分及び平成23年度上期分神奈川県後期高齢者医療広域連合定期監査の結果」について、報告させていただく予定です。

【日程第11】は、一般質問でございます。本件に対しましては、古谷靖彦議員より質問通告が出ております。

【日程第12】は、「平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についての専決処分報告及び承認をお願いするもの、

【日程第13】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定」について、御審議いただくものでございます。

【日程第13】に対しましては、和田卓生議員より質問の通告が出ております。

【日程第14】は、「平成24年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、御審議いただくものでございます。

【日程第15】は、「平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定」について、御審議いただくものでございます。

【日程第16】は、「平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」について、御審議いただくものでございます。

【日程第16】に対しましては、梶村充議員・今野典人議員より質問の通告が、また、古谷靖彦議員より討論の通告が出ております。

【日程第17】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任」について、御審議いただくものでございます。

なお、議事日程表にはございませんが、陳情が1件提出されておりますので、1件の陳情を

【日程第18】で議事日程に追加する予定でございます。

最後に、本日の本会議と議会運営委員会を含めました、全体の流れについて、御説明させていただきます。

この後、議会運営委員会を暫時休憩とさせていただき、概ね5分程度後より本会議を再開させていただきます。

この本会議の日程につきましては、先程、御説明したとおりでございますが、【日程第18】の陳情の取り扱いにつきましては、会議規則により、議会運営委員会に付託することとされております。

従いまして、この陳情の審査のため、【日程第18】に入りましたところで、本会議を暫時休憩し、本会議休憩中に議会運営委員会を再開し、陳情を審査する予定でございます。

そして、委員会において採決をしていただいた後、「閉会中継続審査の申し出について」審査いただき、委員会を閉会いたします。

その後、本会議を再開し、委員長より委員会での審査の結果について、議長へ御報告いただきます。

なお、【日程第18】の陳情に対しましては、古谷靖彦議員から討論の通告が出ております。

その後、採決していただくとともに、追加議案として「閉会中継続審査の申し出について」審査していただく、という流れを考えております。

なお、議員の皆様におかれましては、発言がある場合には登壇して発言していただきます。

以上、簡単ではございますが、本日の定例会の日程について説明を終わります。

○委員長(中村 昌治君)

ただいま説明がありました日程につきまして、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。

【その他について】

○委員長(中村 昌治君)

次に、議題(6)の「その他」について、委員の皆様から何か御意見はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようですので、ここで議会運営委員会を暫時休憩致します。

午後2時27分 休憩

【陳情第2号について】

午後3時48分 再開

○委員長(中村 昌治君)

休憩前に引き続き、これより委員会を再開いたします。

議題(7)の陳情第2号「保険料負担の軽減、一部負担金減免制度の改善および医療受給権の確保等を求める陳情書」について議題といたします。陳情の要旨等につきましては、書記に朗読をさせます。

○書記(渡邊 智幸君)

陳情第2号、件名は「保険料負担の軽減、一部負担金減免制度の改善および医療受給権の確保等を求める陳情書」、受理は平成24年8月21日、陳情者は神奈川県社会保障推進協議会事務局長 佐々木滋さんでございます。

陳情の要旨につきましては、

【1】保険料申請減免および一部負担金の減免制度に関して

(1) 保険料の申請減免の対象に生活困窮者を加えていただくこと、生活保護基準の130%以下の方を減免の対象としていただくこと。

(2) 一部負担金減免制度に関して、生活保護基準の115%以下を対象とするなど、基準を緩和して利用しやすい制度に改善していただくこと。

【2】短期被保険証の交付に関して

(1) 短期被保険者証の交付要綱では「できる」規定となっております、短期被保険証も資格証明書同様に医療からの排除を生む恐れがあることから、交付する場合には医療からの排除が起きないように、「特別な事情」を正確、丁寧に把握し、慎重に対応していただくこと。

(2) また、交付にあたっては、分納誓約や窓口への来所などの条件を課さないこと。

以上4点でございます。

○委員長(中村 昌治君)

本件について、事務局見解の説明を求めます。

笹野事務局長。

○事務局長(笹野 康裕君)

それでは、陳情第2号に係る当局の見解を申し上げます。

はじめに陳情項目【1】保険料申請減免および一部負担金の減免制度に関しての(1)「保険料の申請減免の対象に生活困窮者を加えていただくこと、生活保護基準の130%以下の方を減免の対象としていただくこと」についてでございますが、低所得者等を対象とした法令等に基づく軽減は、本制度においては、7割・5割・2割軽減のほか8.5割・9割軽減の特例が設けられています。

本広域連合において独自にさらなる軽減措置を行うためには、その財源として、県及び市町村の追加負担が必要となります。

厳しい財政状況下において、県をはじめ全市町村の合意のもと新たな保険料軽減を実施すること及びこれに伴い法定の負担に加えてさらに県及び市町村負担をお願いすることは、いずれも困難であると考えております。なお、平成24年2月第1回定例会において、同じ趣旨の陳情があり、今回と同様の御説明をしております。

次に、(2)の「一部負担金減免制度に関して、生活保護基準の115%以下を対象とするなど、基準を緩和して利用しやすい制度に改善していただくこと」についてでございますが、「高齢者の医療の確保に関する法律」第69条により、「厚生労働省令」で定める特別の事情がある被保険者に対しては、一部負担金の減免措置を採ることができることとなっております。

「厚生労働省令」で定める特別な事情とは、

- ・被保険者が災害などにより著しい損害を受けたこと
- ・被保険者の属する世帯の世帯主が死亡し、又は長期入院したこと
- ・その他これらに類する事由があること

により一部負担金を支払うことが困難であると認められることとしております。

広域連合では、これらの規定をもとに要綱を設けた上で対応しております。

なお、平成22年11月9日に発文された厚生労働省の技術的助言に基づき、要綱改正を平成23年3月1日付で行い、対象者の範囲等制度の拡充を図ったところでございます。

今後も、これらの規定による対応を行ってまいりたいと考えております。

次に陳情項目【2】短期被保険証の交付に関しての(1)「短期被保険証の交付要綱では、「できる」規定となっております。短期被保険証も資格証明書同様に医療からの排除を生む恐れがあることから、交付する場合には医療からの排除が起きないように、「特別な事情」を正確、丁寧に把握し、慎重に対応していただくこと」についてでございますが、短期被保険者証については、保険料を一定期間滞納している被保険者との納付相談の機会の確保や、生活実態を把握することを目的に交付するものであり、市町村における収納対策の一つの手段として認識しております。

短期証は有効期限が6ヶ月間と一般の被保険者証より短いことに違いがあるだけで、医療を受ける機会を抑制するものではないと考えております。

なお、広域連合では、市町村が「特別な事情」を含む個々の生活実態を正確、丁寧に把握したうえで、それぞれの状況に応じて、交付の対象としているものと認識しております。

次に(2)の「また、交付にあたっては、分納誓約や窓口への来所などの条件を課さないこと」についてでございますが、短期証の交付にあたっては、納付相談の結果を踏まえ、それぞれの実情に応じて交付しており、一律の条件を課してはおりません。

説明は、以上でございます。

○委員長(中村 昌治君)

ただいま事務局見解が説明されましたが、何か御質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(中村 昌治君)

ないようですので、これより討論に移ります。

討論はございませんか。

○委員長(中村 昌治君)

ないようですので、これより本件について採決いたします。

採決の方法は、挙手といたします。本件については、採択することに賛成の皆様の挙手を求めます。

賛成なしであります。よって、本件は不採択とするべきものと決定いたしました。

【閉会中継続審査の申し出について】

○委員長(中村 昌治君)

次に、議題(8)の「閉会中継続審査の申し出について」お諮りいたします。

議長に対し、議会運営等について閉会中継続審査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

【委員長報告書の作成】

○委員長(中村 昌治君)

最後に、委員長報告についてですが、委員長報告書の作成とその報告書の内容につきまして、委員長に、御一任いただきたく存じます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日の議題は以上ですが、委員の皆様から特段何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり。)

ないようですので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

午後3時56分閉会

議会運営委員会委員長 中村 昌治